

第28回「道路橋点検士技術研修会」のご案内

(一財) 橋梁調査会

(一財) 橋梁調査会では、これまで、68回の橋梁点検技術研修会と25回の道路橋点検士技術研修会を開催し、基本知識及び現地実習の試験に合格した延べ約12,760名の点検技術研修修了者を養成するとともに、26年度からは「道路橋点検士」、27年度からは「道路橋点検士補」の認定を始めており平成29年7月時点で道路橋点検士5,305名、道路橋点検士補694名が認定しました。これらの技術者は、国をはじめ地方公共団体における道路橋の点検業務での活躍が期待されております。

今後、高度経済成長期に集中的に建設された道路橋が急速に高齢化し、それに伴い損傷も急速に進展していくものと考えられており、従来にも増して点検技術者が必要とされています。現在、平成24年12月に発生した笹子トンネル天井板崩落事故を契機に、道路橋をはじめとする道路構造物全国一斉点検が行われ、国土交通省の社会資本メンテナンス戦略小委員会の答申(平成25年12月)においては、法令や基準を理解し、個々の施設特性に応じた的確な点検・診断業務を確実に実施できる技術者・技能者の育成、点検や診断に関する資格制度の確立、民間資格の活用、資格取得者による維持管理業務履行の推進を謳っている。さらに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正においても、公共工事に関する調査(点検・診断を含む)及び設計に関し、適切な知識又は技術を有する者の能力を十分に活用することによる品質確保(資格制度の活用等)が謳われています。

以上の状況に鑑み、道路橋の点検技術者の更なる技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図る必要があるため、(一財)橋梁調査会は平成26年度より「道路橋点検士」、平成27年度からは「道路橋点検士補」を創設し、道路橋の点検技術に関する民間資格として、推進しております。

今後は、民間資格として、更に道路橋点検技術者の技術力の向上に寄与してまいりますので、創設の趣旨を十分にご理解いただき、道路橋点検の実務に積極的に携わろうとする意欲的な方々の参加をお待ちしています。

記

I. 内容

1. 目的

「橋梁定期点検要領(案)」(平成26年6月 国土交通省国道・防災課)を正しく理解して、道路橋の損傷状況を把握し、その結果を記録することのできる橋梁点検技術者の養成を目的とします。

2. 日時

平成29年10月2日(月)13時00分～10月4日(水)16時00分(3日間)
(受付は初日12時00分からとなります)

3. 会場

すみだリバーサイドホール(墨田区役所庁舎に隣接)

住 所 : 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

交通機関 : 営団地下鉄銀座線「浅草駅」、都営地下鉄浅草線「浅草駅」又は「本所吾妻橋駅」、東武スカイツリーライン「浅草駅」下車。いずれも徒歩10分以内。

別紙「研修会場案内図」参照

4. 講義内容

別紙「研修会プログラム」参照

5. 受講資格

道路橋点検士・道路橋点検士補になるには、研修会に参加するに当たり、道路橋に関する基礎的知識を有している必要があるため、次の各項のいずれかを満たしていることが必要です。

- (1) 大学院・大学卒業後 **指定学科3年(指定学科以外5年)以上の橋梁に関する実務経験**を有すること
- (2) 短大(高卒後専門学校を含む)・高専卒業後 **指定学科5年(指定学科以外7年)以上の橋梁に関する実務経験**を有すること
- (3) 高校・中卒後専門学校卒業後 **指定学科7年(指定学科以外9年)以上の橋梁に関する実務経験**を有すること
- (4) その他の学歴につきましては、担当までご相談下さい。

- (5) 上記(1)～(3)における指定学科とは、土木工学、農業土木学、鉱山土木学、都市工学、衛生工学、交通工学または緑地・造園学に関する学科をいう。
- (6) 他の技術者資格の取得者における「橋梁に関する実務経験」記載の省略については、「(一財)橋梁調査会の道路橋点検士パンフレット」の「道路橋点検士」資格の概要「道路橋点検士技術研修会の受講資格」をご覧ください。
6. 180名
応募者が上記定員を超えた場合は抽選を行います。受講の可否については8月7日(月)頃、Eメールで通知します。
7. 受講料
50,000円/名(消費税込み、昼食代は含みません)
なお、当調査会の賛助会員につきましては、各研修会につき所属する職員1名を35,000円(消費税込み、昼食代は含みません)とします。優待券を業務経歴書に添付し、ご郵送ください。優待券の送付先は賛助会員様の連絡先にお送りしております。連絡先を確認される場合は、研修担当まで御連絡をお願い致します。
8. 筆記試験
最終日に現地実習問題、基本知識問題の試験を行います。基本知識問題の試験は、以下のカテゴリから出題します。
- ①道路橋維持管理の心構え
 - ②道路橋維持管理に関する法令
 - ③橋梁定期点検の考え方
 - ④橋梁の基本構造
 - ⑤橋梁の損傷
 - ⑥点検の安全管理
 - ⑦橋梁の設計・施工
 - ⑧計測機器・非破壊試験機器
9. 修了証
全講義を受講し(遅刻、早退は原則として認めません)、かつ筆記試験に合格された方には研修会終了2ヶ月後を目処に「道路橋点検士技術研修修了証」を交付します。不合格の方には「不合格通知」を送付します。
筆記試験の合否判定は当調査会の定める判定基準に基づいて行いますが、その内容についてはお答えできませんので、あらかじめご承知下さい。
10. 道路橋点検士及び道路橋点検士補
「(橋梁調査会 認定) 道路橋点検士」を取得・登録するには、上記「道路橋点検士研修会」修了証と所定の実務経験を記載した「道路橋点検士業務経歴証明書」を提出する必要があります。
所定の実務経験とは、平成16年度以降における既設道路橋の点検・診断に関する1年以上の実務経験(道路管理者においては、平成16年度以降における点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する2年以上の業務実績)が必要となります。
また、道路橋点検・診断等に関する実務経験が無い方及び不足している方は、道路橋点検士補に申請することができます。
申請方法は、当調査会ホームページ「道路橋点検士登録申込」「道路橋点検士補登録申込」欄をご覧ください。

II. 応募

1. 応募方法

- (1) 応募の受付は8月1日(火)の9:00～10:00の1時間。
- (2) 応募者が定員を超えた場合は抽選で受講可能者を決定します。受講の可否については、8月7日(月)頃にEメールで通知します。

2. 受講資格の確認

応募者が定員を超えた場合は抽選で受講可能者を決定し、受講可能者の通知を受けた方は、当調査会のホームページから「業務経歴証明書」をダウンロードして下さい。

「業務経歴証明書」は民間技術者の方も道路管理者の方も提出して下さい。

必要事項を記入した「業務経歴証明書」に上司の証明印および自身の認印を添えて下記事務局まで郵送して下さい。送付期限は8月16日(水)17:00までです。

事務局では提出いただいた「業務経歴証明書」にて、**受講資格（橋梁に関する実務経験期間：**前項Ⅰ．内容 5．受講資格 参照）を確認させていただきます。

また、**下記（1）（2）を業務経歴証明書と一緒に**8月16日（水）17:00までに研修担当まで郵送して下さい。

（1）「受講票」に貼付する**顔写真1枚**（サイズ横25mm×縦30mm、カラー写真が望ましい、裏にフルネームを記入のこと）

（2）「修了証」送付用の**返信用封筒**（サイズ12cm×23.5cm（定型封筒）**送り先を記入**、82円切手貼付）

郵送していただきました業務経歴証明書は返却致しませんのでご了承ください。

3. ご注意

「業務経歴書」が事務局まで届かない場合、押印忘れ・記入漏れがあった場合は、応募完了となりませんのでご注意ください。

（押印、学校名等、記入漏れがないか、発送前にご確認ください。）

Ⅲ. 受講可能者の手続き

1. 受講案内書と請求書

受講可能者には、8月21日（月）頃、「受講案内書」と「請求書」をメールで送付します。

2. 受講料の納付

（1）受講料を9月1日（金）までに、当調査会の指定銀行口座へ振り込んで下さい。詳細は、受講可能者に送付する「受講案内書」および「請求書」をご覧ください。

なお、道路管理者の方は研修会受講後に請求書を郵送致します。（納付期限11月2日（木））

（2）入金後のキャンセルについては、9月19日（火）17時00分までに連絡いただいた場合のみ、受講料をお返しします。（振込手数料は受講可能者の負担となります。）

3. ご注意

（1）**申込者及び受講可能者の変更はできません。**

（2）研修2日目の現地会場への交通費（浅草～堀切）が別途必要です。

（3）宿泊、昼食は各自でご用意下さい。

Ⅳ. 注意事項

応募書類に虚偽の記載をするなどの不正があった場合は、研修修了証を返納していただき、2年間受講できないこととなります。



一般財団法人 橋梁調査会 企画部 研修担当

〒112-0013 東京都文京区音羽2-10-2
音羽NSビル8F

TEL 03-5940-7746（直通）

FAX 03-5940-8099

（お問い合わせは平日の10:00～12:00、13:00～17:00まで）